

京都市生物多様性プラン（2021-2030） の中間見直しについて

- **京都市生物多様性プラン (2021-2030)**
- **見直しの背景**
- **プランの見直しの進め方**
- **見直しに向けた視点**
- **見直しに向けた論点**
- **今後のスケジュール**

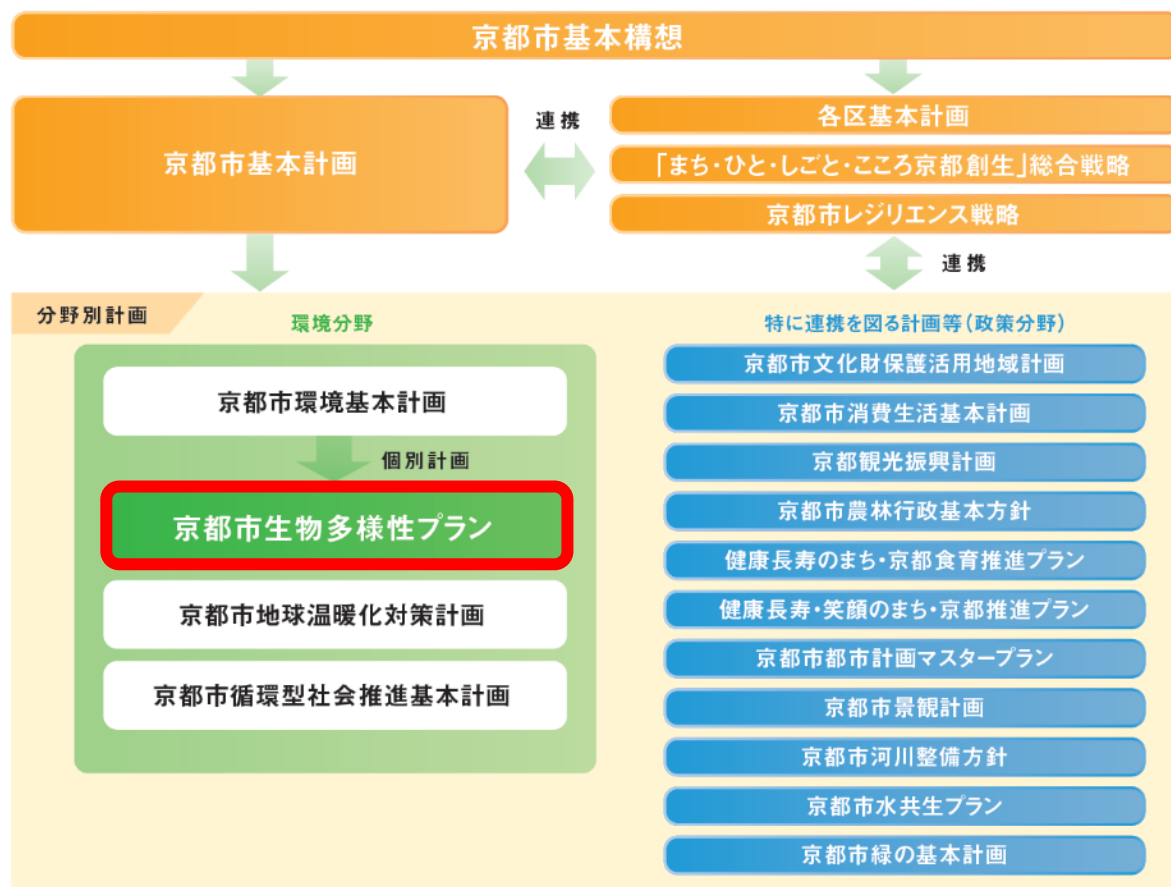
京都市生物多様性プラン(2021-2030)

● 位置付け

生物多様性基本法第13条に基づく生物多様性地域戦略

● 計画年数

令和3（2021）年度～令和12（2030）年度



京都市生物多様性プラン(2021-2030)

● 構成

第1章 プランの目指すもの

1.1 基本方針	02
1.2 プランが目指す方向性	03
1.3 プランの位置付け	07
1.4 他分野の関連計画との関係	07
1.5 計画期間	07

第2章 京都市における生物多様性の重要性と課題

2.1 生物多様性とは	10
2.2 生物多様性の重要性	11
2.3 京都市における生物多様性との関わり	13
2.4 京都市の自然環境の特徴	16
2.5 京都市におけるこれまでの取組	17
2.6 京都市の生物多様性の課題	18
2.7 生物多様性をめぐる国内外の動向	22
2.8 課題解決に向けた視点	23

第3章 2050年のあるべき姿

3.1 2050年のあるべき姿	26
3.2 2050年までに達成すべきこと	27

第4章 2030年度までの目標と施策

4.1 2030年度までの目標	30
4.2 2030年度までの施策及び取組	31
4.3 推進プロジェクト	44

第5章 評価方法

5.1 評価方法	48
----------------	----

第6章 私たちにできること

6.1 一人ひとりにできること	50
6.2 各主体にできること	52

第7章 推進体制と進行管理

7.1 庁内における連携	58
7.2 生物多様性保全検討部会	58
7.3 各主体との連携	58
7.4 プランの見直し	58

京都市生物多様性プラン(2021-2030)

● 見直し

「 プランは、計画期間に関わらず、計画の進行具合や目標の達成状況、自然的社会的条件の変化、生物多様性国家戦略及び上位計画（京都市基本計画、京都市環境基本計画）の改定等を踏まえ、必要に応じて、見直しを行う。」

● プランの進捗状況

- ・ 進捗状況は資料1～3のとおり

見直しの背景

● 自然的社会的条件の変化

(1) モニタリングサイト1000第4期とりまとめ報告書（令和6年10月）

ア 身近に見られる生きものの減少

出典：モニタリングサイト1000第4期とりまとめ報告書概要版（環境省）
(https://www.env.go.jp/press/press_03802.html)

- ・ 農地・草原など開けた環境を好む種（スズメ・ヒバリ等）の減少
- ・ 開けた場所で見られるチョウ類の記録個体数の減少

イ 気候変動の影響

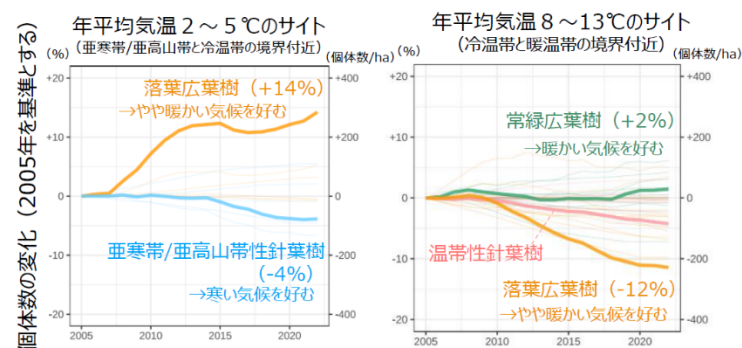
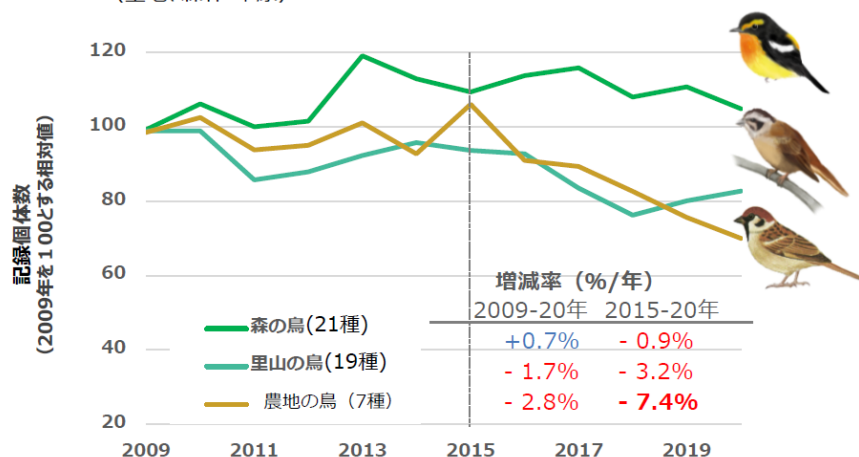
- ・ 森林での暖かい気候を好む樹種の個体数の増加、寒い気候を好む樹種の個体数の減少
- ・ 里地での南方系チョウ類の個体数の増加

ウ 二ホンジカによる生態系への影響

- ・ 里地では、二ホンジカが撮影される調査サイトの比率が年々増加
- ・ 二ホンジカが生息する森林では下藪を好むウグイスやコルリ等の鳥類が減少

（里地、森林・草原）

（森林・草原）



太線：全サイトの平均的な変化 (%) (左軸)

細線：各サイトの変化 (個体数/ha) (右軸)

見直しの背景

● 自然的社会的条件の変化

(2) 「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択（令和4年12月）

2030年に向けた世界的な目標

(3) 生物多様性国家戦略（2023-2030）の策定（令和5年3月）

2030年ネイチャーポジティブの実現に向け、5つの基本戦略と15個の状態目標・25個の行動目標を設定し、行動目標ごとに関連する367施策を整理

(4) TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の提言（令和5年9月）

企業の情報開示を通じて資金の流れを変えることを目指し、企業と金融機関が、自然関連課題を特定・評価・管理し、適切な場合は開示するためのリスク管理と開示の枠組み

(5) ネイチャーポジティブ経済移行戦略（令和6年3月）

ネイチャーポジティブ経営※への移行の必要性、移行に当たって企業が押えるべき要素、新たに生まれるビジネス機会の具体例、同経営への移行を支える国の施策を具体化

※ 自社の価値創造プロセスに自然の保全の概念を重要課題（マテリアリティ）として位置づける経営

(6) 生物多様性増進活動促進法の制定（令和6年5月）

企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、基本方針の策定、当該活動計画の認定制度の創設、認定した活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等を措置



**ネイチャーポジティブに向けた緊急行動
企業等による活動促進へ**

見直しの背景

● 上位計画の改定等

(1) 市政の点検（令和6年9月）

①政策・施策の点検、②行財政改革計画2021-2025の総括、③職員・組織の点検

(2) 新京都戦略の策定（令和6年度）

市長公約・成長戦略を含めた政策・施策の方向性、推進基盤としての財政運営の方針、組織・人事の在り方などを示す

(3) 次期総合計画（長期ビジョン（仮称））の策定（令和7年度）

現行基本構想・基本計画を統合し、まちづくりの方向性を理念的に示す

(4) 次期環境基本計画の策定（令和7年度）

(5) 地球温暖化対策計画（2021-2030）・循環型社会推進基本計画（2021-2030）の中間見直し（令和7年度）

(6) 次期緑の基本計画の策定（令和8年度）

(7) きょうと生物多様性センターの設立（令和5年4月）



全ての人に居場所と出番を
各行政分野との連携強化へ

プランの見直しの進め方

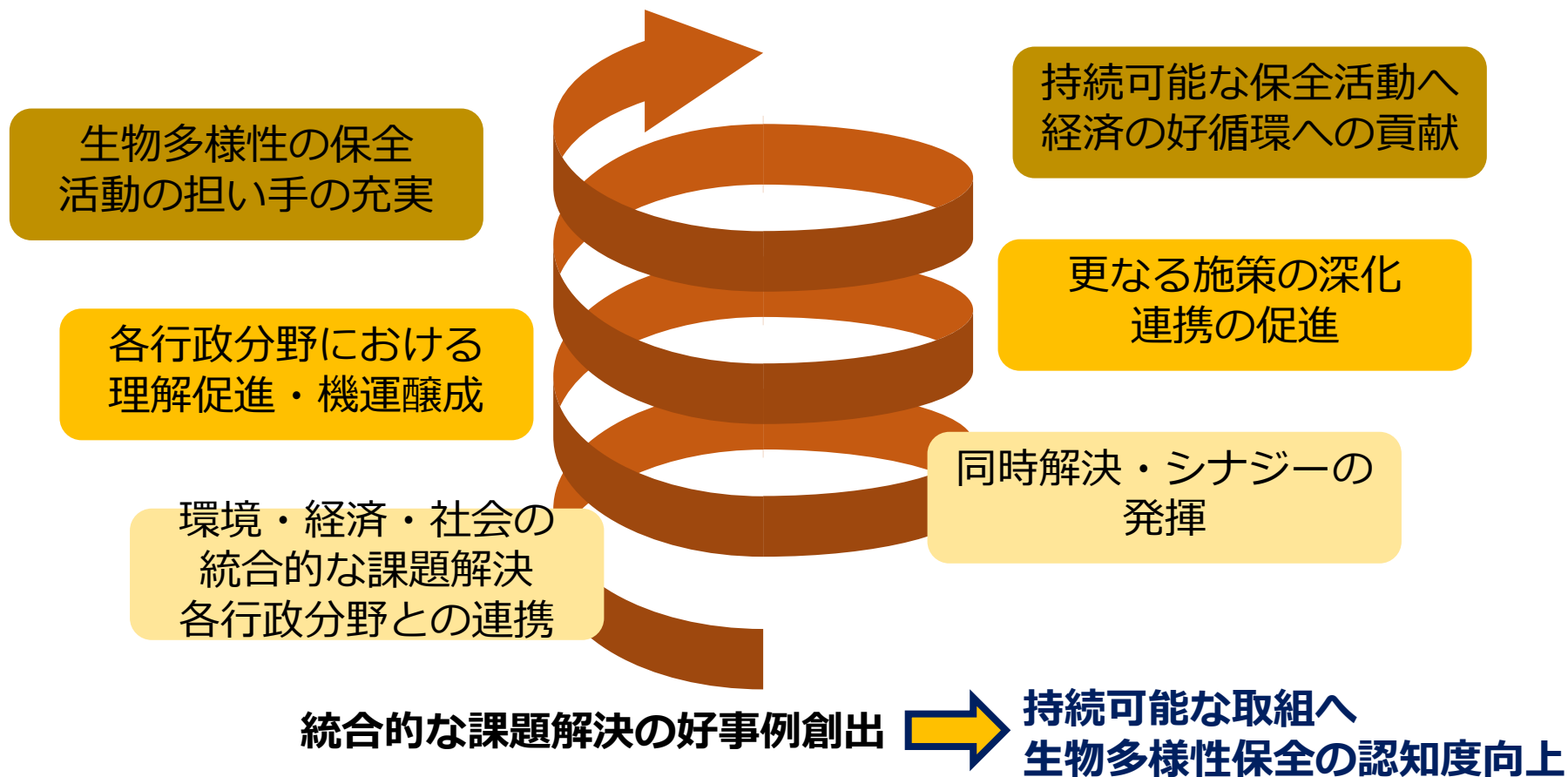
● 進め方

- (1) 自然的社会的条件の変化の反映
- (2) 上位計画等との整合
- (3) 2050年のあるべき姿や2030年度までの目標など基本的な考え方は据置き
- (4) 2030年目標達成に向けた施策の精査と積上げ
- (5) (4)を踏まえた評価指標・目標値の精査
- (6) プランの構成上の見直し
 - ・ 生物多様性国家戦略の策定など、自然的社会的条件の変化に係る情報を更新
 - ・ 施策や評価指標・目標値に関する情報は見直した内容を反映

見直しに向けた視点

● 検討に向けた視点

- ✓ 今後のまちづくりの展望（ウェルビーイング、まち柄、ぬか床、新しい公共、大京都圏）
- ✓ 環境・経済・社会の統合的な課題解決による生活の質の向上、都市の成長
- ✓ 各行政分野との連携（気候変動対策、資源循環、農林振興、みどりの質の向上 など）



見直しに向けた視点

● プラン推進のフェーズ

令和3年度
～令和7年度



令和8年度～



～令和12年度

初動

- ・基盤の整備（各制度の創設等）
- ・実践の具体化（推進プロジェクトの推進等）
- ・支援体制の充実（きょうと生物多様性センターの設置）
- ・連携事業の企画・関係者調整

種蒔き

- ・主流化に向けた機運醸成
- ・実践の拡大
- ・連携事業のモデル試行

収穫

- ・主流化（行動変容）
- ・実践の全市展開
- ・連携事業の社会実装

見直しに向けた論点

● 検討する主な論点

- (1) **施策のスケールアップ**【目標1～2、推進プロジェクト】
 - ・ 関係課の課題を掛け合わせ、好事例の創出・全市展開
 - ・ 面的な保全活動や里地里山再生の取組の創出
- (2) **持続可能な施策の推進**（目標1～2、推進プロジェクト）
 - ・ 生物多様性保全上ポテンシャルの高い場所の見える化・継続的な把握
 - ・ 生物多様性に配慮した緑化の促進
 - ・ 絶滅危惧種等の生息生育情報の把握・データベース化
- (3) **市民、事業者による保全活動への理解・参画の促進**【目標3～4】
 - ・ 保全活動への参画の場の創出 ・ 保全活動の担い手の育成
 - ・ 地域産農林水産物の消費の促進
- (4) **民間・公共における生物多様性への配慮の促進**【目標4】
 - ・ 民間企業の取組促進 ・ 公共調達・公共事業における配慮の具体化
- (5) **生物多様性の状況を示す情報の把握**【目標4】
 - ・ 推進プロジェクトの実施場所等における市民参加型調査の推進
- (6) **評価指標・目標値の精査**【評価方法】
 - ・ 施策の精査と積上げを踏まえた精査

今後のスケジュール

● 今後のスケジュール（予定）

令和6年度

第1回

- 令和5年度の実施状況
- 見直しに向けた論点整理



本日（11月5日）

第2回

- 目標1～2
- 推進プロジェクト

12月～1月

第3回

- 目標3～4
- 評価指標

2月～3月

令和7年度

第1回

- 見直し（骨子案）
- 令和6年度の実施状況

5月～6月

第2回

- 見直し（案）

8月～9月

環境
審議会

- 環境基本計画 答申

→令和8年3月頃 プラン中間見直し

参考資料（昆明・モントリオール生物多様性枠組）

昆明・モントリオール生物多様性枠組の構造

2050年ビジョン 自然と共生する世界

2050年ゴール

A

- ・生態系の健全性、連結性、レジリエンスの維持・強化・回復。自然生態系の面積増加
- ・人による絶滅の阻止、絶滅率とリスクの削減。在来野生種の個体数の増加
- ・遺伝的多様性の維持、適応能力の保護

B

生物多様性が持続可能に利用され、自然の寄与（NCP）が評価・維持・強化

C

遺伝資源、デジタル配列情報（DSI）、遺伝資源に関連する伝統的知識の利用による利益の公正かつ衡平な配分と2050年までの大幅な増加により、生物多様性保全と持続可能な利用に貢献

D

年間7,000億ドルの生物多様性の資金ギャップを徐々に縮小し、枠組実施のための十分な実施手段を確保

2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

2030年ターゲット

(1) 生物多様性への脅威を減らす

1. すべての地域を参加型・統合的で生物多様性に配慮した空間計画下及び/又は効果的な管理プロセス下に置く
2. 劣化した生態系の30%の地域を効果的な回復下に置く
3. 陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECMにより保全（30 by 30目標）
4. 絶滅リスクを大幅に減らすために緊急の管理行動を確保、人間と野生生物との軋轢を最小化
5. 乱獲を防止するなど、野生種の利用等が持続的かつ安全、合法的なものにする
6. 侵略的外来種の導入率及び定着率を50%以上削減
7. 環境中に流出する過剰な栄養素の半減、農業及び有害性の高い化学物質による全体的なリスクの半減、プラスチック汚染の防止・削減
8. 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチ等を通じた、気候変動による生物多様性への影響の最小化

(2) 人々のニーズを満たす

9. 野生種の管理と利用を持続可能なものとし、人々に社会的、経済的、環境的な恩恵をもたらす
10. 農業、養殖業、漁業、林業地域が持続的に管理され、生産システムの強靱性及び長期的な効率性と生産性、並びに食料安全保障に貢献
11. 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチを通じた、自然の寄与（NCP）の回復、維持、強化
12. 都市部における緑地・親水空間の面積、質、アクセス便益の増加、及び生物多様性を配慮した都市計画の確保
13. 遺伝資源及びデジタル配列情報（DSI）に係る利益配分の措置を取り、アクセスと利益配分（ABS）に関する文書に従った利益配分の大幅な増加を促進

(3) ツールと解決策

14. 生物多様性の多様な価値を、政策・方針、規制、計画、開発プロセス、貧困撲滅戦略、戦略的環境アセスメント、環境インパクトアセスメント及び必要に応じ国民勘定に統合することを確保
15. 事業者（ビジネス）が、特に大企業や金融機関等は確実に、生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価・開示し、持続可能な消費のために必要な情報を提供するための措置を講じる
16. 適切な情報により持続可能な消費の選択を可能とし、食料廃棄の半減、過剰消費の大幅な削減、廃棄物発生的大幅削減等を通じて、グローバルフットプリントを削減
17. バイオセーフティのための措置、バイオテクノロジーの取り扱いおよびその利益配分のための措置を確立
18. 生物多様性に有害なインセンティブ（補助金等）の特定、及びその廃止又は改革を行い、少なくとも年間5,000億ドルを削減するとともに、生物多様性に有益なインセンティブを拡大
19. あらゆる資金源から年間2,000億ドル動員、先進国から途上国への国際資金は2025年までに年間200億ドル、2030年までに年間300億ドルまで増加
20. 能力構築及び開発並びに技術へのアクセス及び技術移転を強化
21. 最良の利用可能なデータ、情報及び知識を、意思決定者、実務家及び一般の人々が利用できるようにする
22. 女性及び女兒、こども及び若者、障害者、先住民及び地域社会の生物多様性に関連する意思決定への参画を確保
23. 女性及び女兒の土地及び自然資源に関する権利とあらゆるレベルで参画を認めることを含めたジェンダーに対応したアプローチを通じ、ジェンダー平等を確保

実施支援メカニズム及び実現条件／責任と透明性（レビューメカニズム）／広報・教育・啓発・取り組み

参考資料（生物多様性国家戦略（2023-2030））



生物多様性国家戦略2023-2030の概要

1. 位置づけ

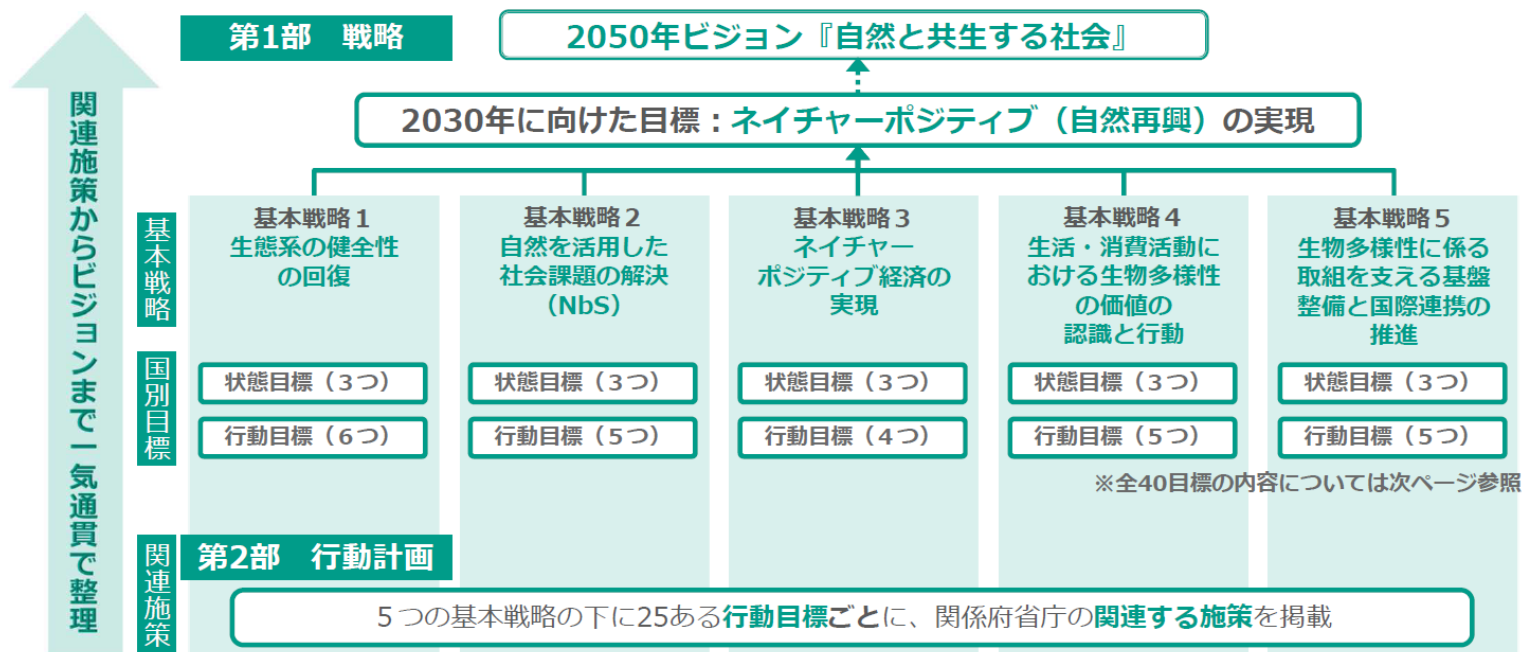
- ・新たな世界目標「**昆明・モントリオール生物多様性枠組**」に対応した戦略
- ・2030年の**ネイチャーポジティブ（自然再興）**の実現を目指し、**地球の持続可能性の土台**であり**人間の安全保障の根幹**である**生物多様性・自然資本**を守り活用するための戦略

2. ポイント

- ・生物多様性損失と気候危機の「**2つの危機**」への**統合的対応**、ネイチャーポジティブ実現に向けた**社会の根本的変革**を強調
- ・**30by30目標**の達成等の取組により**健全な生態系**を確保し、自然の恵みを維持回復
- ・**自然資本を守り活かす社会経済活動**（自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブの駆動力となる取組）の推進

3. 構成・指標

- ・第1部（戦略）では、**2030年のネイチャーポジティブの実現**に向け、**5つの基本戦略**と、基本戦略ごとに**状態目標（あるべき姿）**（全15個）と**行動目標（なすべき行動）**（全25個）を設定
- ・第2部（行動計画）では、第1部で設定した25個の行動目標ごとに関係府省庁の**関連する具体的施策**（367施策）を整理
- ・各状態目標・行動目標の進捗を評価するための**指標群**を設定（昆明・モントリオール生物多様性枠組のヘッドライン指標にも対応する指標を含む）



参考資料（生物多様性国家戦略（2023-2030））

基本戦略 1 生態系の健全性の回復

- 状態目標1-1 全体として生態系の規模が増加し、質が向上することで健全性が回復している
- 状態目標1-2 種レベルでの絶滅リスクが低減している
- 状態目標1-3 遺伝的多様性が維持されている
- 行動目標1-1 陸域及び海域の30%以上を保護地域及びOECMにより保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化する
- 行動目標1-2 土地利用及び海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系の劣化を防ぐとともに、既に劣化した生態系の30%以上の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する
- 行動目標1-3 汚染の削減（生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理を行い、環境容量を考慮した適正な水準とする）や、侵略的外来種による負の影響の防止・削減（侵略的外来種の定着率を50%削減等）に資する施策を実施する
- 行動目標1-4 気候変動による生物多様性に対する負の影響を最小化する
- 行動目標1-5 希少野生動植物の法令に基づく保護を実施するとともに、野生生物の生息・生育状況を改善するための取組を進める
- 行動目標1-6 遺伝的多様性の保全等を考慮した施策を実施する

基本戦略 2 自然を活用した社会課題の解決

- 状態目標2-1 国民や地域がそれぞれの地域自然資源や文化を活用して活力を発揮できるよう生態系サービスが現状以上に向上している
- 状態目標2-2 気候変動対策による生態系影響が抑えられるとともに、気候変動対策と生物多様性・生態系サービスのシナジー構築・トレードオフ緩和が行われている
- 状態目標2-3 野生鳥獣との適切な距離が保たれ、鳥獣被害が緩和している
- 行動目標2-1 生態系が有する機能の可視化や、一層の活用を推進する
- 行動目標2-2 森・里・川・海のつながりや地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かした地域づくりを推進する
- 行動目標2-3 気候変動緩和・適応にも貢献する自然再生を推進するとともに、吸収源対策・温室効果ガス排出削減の観点から現状以上の生態系の保全と活用を進める
- 行動目標2-4 再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する
- 行動目標2-5 野生鳥獣との軋轢緩和に向けた取組を強化する

基本戦略 3 ネイチャーポジティブ経済の実現

- 状態目標3-1 生物多様性の保全に資するESG投融資を推進し、生物多様性の保全に資する施策に対して適切に資源が配分されている
- 状態目標3-2 事業活動による生物多様性への負の影響の低減、正の影響の拡大、企業や金融機関の生物多様性関連リスクの低減、及び持続可能な生産形態を確保するための行動の推進が着実に進んでいる
- 状態目標3-3 持続可能な農林水産業が拡大している
- 行動目標3-1 企業による生物多様性への依存度・影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すとともに、金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備し、投融資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する
- 行動目標3-2 生物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する支援を進める
- 行動目標3-3 遺伝資源の利用に伴うABSを実施する
- 行動目標3-4 みどりの食料システム戦略に掲げる化学農薬使用量（リスク換算）の低減や化学肥料使用量の低減、有機農業の推進などを含め、持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる

基本戦略 4 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）

- 状態目標4-1 教育や普及啓発を通じて、生物多様性や人と自然のつながりを重要視する価値観が形成されている
- 状態目標4-2 消費行動において、生物多様性への配慮が行われている
- 状態目標4-3 自然環境を保全・再生する活動に対する国民の積極的な参加が行われている
- 行動目標4-1 学校等における生物多様性に関する環境教育を推進する
- 行動目標4-2 日常的に自然とふれあう機会を提供することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなど様々な知識の習得や関心の醸成、人としての豊かな成長を図るとともに、人と動物の適切な関係についての考え方を普及させる
- 行動目標4-3 国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す
- 行動目標4-4 食品ロスの半減及びその他の物質の廃棄を減少させることを含め、生物多様性に配慮した消費行動を促すため、生物多様性に配慮した選択肢を周知啓発するとともに、選択の機会を増加させ、インセンティブを提示する
- 行動目標4-5 伝統文化や地域知・伝統知も活用しつつ地域における自然環境を保全・再生する活動を促進する

基本戦略 5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

- 状態目標5-1 生物多様性の情報基盤が整備され、調査・研究成果や提供データ・ツールが様々なセクターで利活用されるとともに、生物多様性を考慮した空間計画下に置き、多様な空間スケールで様々な主体の連携が促進されている
- 状態目標5-2 世界的な生物多様性保全に係る資金ギャップの改善に向け、生物多様性保全のための資金が確保されている
- 状態目標5-3 我が国による途上国支援による能力構築等が進み、その結果が各国の施策に反映され、生物多様性の保全が進められている
- 行動目標5-1 生物多様性と社会経済の統合や自然資本の国民勘定への統合を含めた関連分野における学術研究を推進するとともに、強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等を実施する
- 行動目標5-2 効果的かつ効率的な生物多様性保全の推進、適正な政策立案や意思決定、活動への市民参加の促進を図るため、データの発信や活用に係る人材の育成やツールの提供を行う
- 行動目標5-3 生物多様性地域戦略を含め、多様な主体の参画の下で統合的な取組を進めるための計画策定支援を強化する
- 行動目標5-4 生物多様性に有害なインセンティブの特定・見直しの検討を含め、資源動員の強化に向けた取組を行う
- 行動目標5-5 我が国の知見を活かした国際協力を進める

参考資料（TNFD、SBTs for Nature）

TNFDの開示提言

ガバナンス	戦略	リスクとインパクトの管理	測定指標とターゲット
自然関連の依存、インパクト、リスクと機会の組織によるガバナンスの開示。	自然関連の依存、インパクト、リスクと機会が、組織のビジネスモデル、戦略、財務計画に与えるインパクトについて、そのような情報が重要である場合は開示する。	組織が自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を特定し、評価し、優先順位付けし、監視するために使用しているプロセスを説明する。	マテリアルな自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を評価し、管理するために使用している測定指標とターゲットを開示する。
開示提言	開示提言	開示提言	開示提言
A. 自然関連の依存、インパクト、リスクと機会に関する取締役会の監督について説明する。 B. 自然関連の依存、インパクト、リスクと機会の評価と管理における経営者の役割について説明する。 C. 自然関連の依存、インパクト、リスクと機会に対する組織の評価と対応において、先住民族、地域社会、影響を受けるステークホルダー、その他のステークホルダーに関する組織の人権方針とエンゲージメント活動、および取締役会と経営陣による監督について説明する。	A. 組織が特定した自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を短期、中期、長期ごとに説明する。 B. 自然関連の依存、インパクト、リスクと機会が、組織のビジネスモデル、バリューチェーン、戦略、財務計画に与えたインパクト、および移行計画や分析について説明する。 C. 自然関連のリスクと機会に対する組織の戦略のレジリエンスについて、さまざまなシナリオを考慮して説明する。 D. 組織の直接操業において、および可能な場合は上流と下流のバリューチェーンにおいて、優先地域に関する基準を満たす資産および／または活動がある地域を開示する。	A(i) 直接操業における自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を特定し、評価し、優先順位付けするための組織のプロセスを説明する。 A(ii) 上流と下流のバリューチェーンにおける自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を特定し、評価し、優先順位付けするための組織のプロセスを説明する。 B. 自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を管理するための組織のプロセスを説明する。 C. 自然関連リスクの特定、評価、管理のプロセスが、組織全体のリスク管理にどのように組み込まれているかについて説明する。	A. 組織が戦略およびリスク管理プロセスに沿って、マテリアルな自然関連リスクと機会を評価し、管理するために使用している測定指標を開示する。 B. 自然に対する依存とインパクトを評価し、管理するために組織が使用している測定指標を開示する。 C. 組織が自然関連の依存、インパクト、リスクと機会を管理するために使用しているターゲットと目標、それらと照合した組織のパフォーマンスを記載する。

参考資料（ネイチャーポジティブ経済移行戦略）

ネイチャーポジティブ経済移行戦略～自然資本に立脚した企業価値の創造～

令和6年3月
環境省、農林水産省
経済産業省、国土交通省

ネイチャーポジティブ経済への移行の必要性 ～社会経済途絶リスクからの脱却～

経済活動の自然資本への依存とその損失は、**社会経済の持続可能性上の明確なリスク**

社会経済活動を持続可能とするため**ネイチャーポジティブ経営への移行が必要**。

＝自然資本の保全の概念をマテリアリティとして位置づけた経営

不適切な水資源利用や化学物質の放出等の結果、株価の下落等の財務的損失を被った企業も生じている
出所：When the Bee Stings
(BloombergNEF2023)



CSR的取組から一段踏み込み、自然資本への依存・影響の低減を本業に組み込む

本戦略の狙い ～単なるコストアップではなくオポチュニティでもあることを示す～

ネイチャーポジティブ経済：個々の企業がネイチャーポジティブ経営に移行し、バリューチェーンにおける負荷の最小化と製品・サービスを通じた自然への貢献の最大化が図られ、**そうした企業の取組を消費者や市場等が評価する社会へと変化する**ことを通じ、**自然への配慮や評価が組み込まれる**とともに、行政や市民も含めた多様な主体による取組があいまって、**資金の流れの変革等**がなされた経済。

本戦略では**①企業の価値創造プロセスとビジネス機会の具体例**

②ネイチャーポジティブ経営への移行に当たり企業が押えるべき要素

③国の施策によるバックアップ

を示し、個々の企業の行動変容を可能とし、その総体としてのネイチャーポジティブ経済への移行を実現。

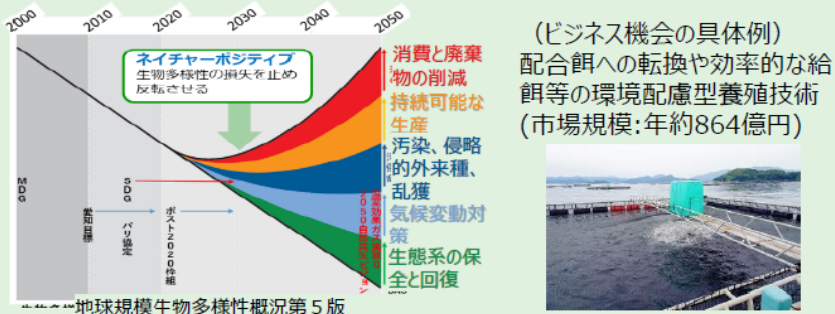
①企業の価値創造プロセスとビジネス機会の具体例

TNFD等の情報開示を通じた企業価値向上

情報開示を意識したリスク対応等（それによるレジリエンス・持続可能性向上）で、それが市場や社会に評価されることで民の資金を呼び込み、企業価値向上に結びつける。

ビジネス機会の具体例と市場規模（環境省推計）

脱炭素や資源循環、自然資本の活用等、様々な切り口から機会創出。



②ネイチャーポジティブ経営への移行に当たって企業が押えるべき要素

まずは足元の負荷の低減を

自然資本への負荷の回避・低減を検討した上で、自然資本にポジティブな影響を与える取組を検討（ミティゲーション・ヒエラルキー）

総体的な負荷削減に向けた一歩ずつの取組も奨励

総体的な把握・削減を目指す。同時に自然資本との関係を踏まえつつ、事業の一部から着手することも奨励

損失のスピードダウンの取組にも価値

負荷の最小化と貢献の最大化を同時に図ることで、**自然資本の回復力も含めたネイチャーポジティブを実現**

消費者ニーズの創出・充足

消費者ニーズを適切に把握するとともに創出し、ネイチャーポジティブに資する製品・サービスを市場に提供

地域価値の向上にも貢献

ネイチャーポジティブ経営が地域の生物多様性保全と地域課題の解決に寄与

セクター別の取組内容・取組事例等については、「生物多様性民間参画ガイドライン（第3版）」（2023.4公表）参照。

参考資料（ネイチャーポジティブ経済移行戦略）

移行後の絵姿（2030年）～自然資本に立脚した、GDPを超えた豊かな社会の礎に～

大企業の5割※はネイチャーポジティブ経営に

※取締役会や経営会議で生物多様性に関する報告や決定がある企業会員の割合（環境省推計）。現状30%（2022年度、経団連アンケート調査より）。

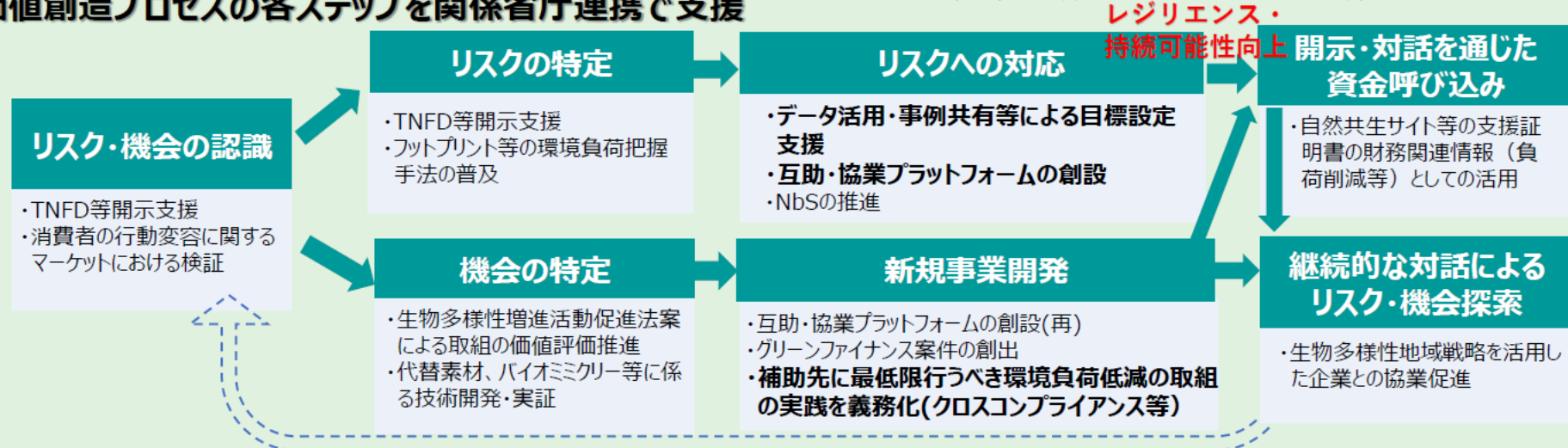
ネイチャーポジティブ宣言※の団体数を1,000団体に

※ 2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF、会長：十倉経団連会長）が呼びかけ中。現状28団体。中小企業、自治体、NGO団体含め宣言が発出されることで、取組機運の維持、市場確保に繋がる。

③国の施策によるバックアップ（ネイチャーポジティブ経営への移行に伴う 企業の価値創造プロセスと対応する国の施策）

価値創造プロセスの各ステップを関係省庁連携で支援

※各種施策のうち環境問題に特化し、かつ比較的多くの業種・分野に共通するものを例示。



プロセスを支える基盤

DXの進展/科学的知見の充実/国際社会における適切な評価/消費者を含む取組機運醸成・維持

- ・企業のリスク特定、情報開示等に必要な自然関連の国際データに係るネットワークを形成しつつ、日本を含むアジアモンスーン地域からの国際ルール形成に貢献
- ・国土の自然関連情報等のデータ基盤整備
- ・地域の自然資本や生態系サービスを定量化し、地方創生や地域課題解決へ活用する方策の検討
- ・リモートセンシングやAI技術等を用いたデータ利活用ビジネスの推進
- ・互助・協業プラットフォームの創設、産官学民プラットフォームの運営

参考資料（生物多様性増進活動促進法）

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の概要 （令和6年法律第18号、生物多様性増進活動促進法）

ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等を講ずる。

■ 背景

- 令和4年12月に新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。我が国も生物多様性国家戦略を改定し、2030年までの「ネイチャーポジティブ」※1の実現と、このために陸と海の30%以上を保全する「30by30」の目標を掲げた。この達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然など、OECM※2の設定促進が必要。
- また、企業経営においても、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、生物の多様性や自然資本の重要性が高まっている。

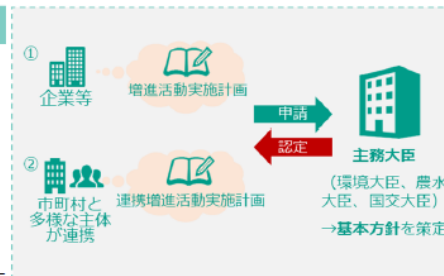
※1 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる ※2 保護地域以外で生物の多様性の保全に資する地域

■ 主な措置事項

1. 地域における生物の多様性の増進※のための活動の促進 ※維持、回復又は創出

（1）増進活動実施計画等の認定制度の創設

- ① 企業等が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「増進活動実施計画」を作成し、主務大臣が認定（企業等は情報開示等に活用）。
 - ② 市町村がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「連携増進活動実施計画」として主務大臣が認定。
- ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における手続のワンストップ化・簡素化といった特例を受けることができる。



（2）生物多様性維持協定

- ②の認定を受けた市町村は、土地所有者等と「生物多様性維持協定」を締結することができ、長期的・安定的に活動が実施できる。

2. その他

- （1）（独法）環境再生保全機構法の一部改正（認定関連業務の一部や情報提供等を機構が実施）
- （2）生物多様性地域連携促進法の廃止

<施行期日> 公布の日から起算して、1年を超えない範囲で政令で定める日

豊かな生物の多様性の確保、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現へ